

# 退職給付会計実務シリーズ⑫・最終回

## 退職給付会計の全体像

年金数理人 ほった あきひろ 堀田 晃裕

1年間にわたり連載してきた退職給付会計実務シリーズは今回で最終回である。今回はこれまでの連載で述べてきた内容を整理することで、「退職給付会計の全体像」をまとめてみたい。

### 1. 退職給付会計

(本誌2013年1月号 (Vol.437) 退職給付会計実務シリーズ①)

#### (1) 退職給付に関する会計基準

- 2012年5月17日に企業会計基準委員会より企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、会計基準)及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針)が公表され、従来の会計基準等(以下、改正前基準)が基本的にこれらに整理・統合された。
- なお、会計基準及び適用指針に基づく退職給付会計に関する債務及び費用の計算等については、2012年12月15日に日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会より「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」(以下、数理実務ガイダンス)が公表されている。

#### (2) 退職給付会計が対象とする範囲

- 会計基準においては、「確定給付制度」の会計処理及び開示が第13項から第30項までに、「確定拠出制度」の会計処理及び開示が第31項及び第32項に、それぞれ区別して記載されている。
- 確定拠出制度とは、「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度」(会計基準第4項)であり、確定給付制度とは、「確定拠出制度以外の退職給付制度」(会計基準第5項)である。

### 2. 確定給付制度の会計処理

(本誌2013年2月号 (Vol.438) 退職給付会計実務シリーズ② 退職給付会計の概要)

(本誌2013年3月号 (Vol.439) 退職給付会計実務シリーズ③ 退職給付会計のワークシート)

#### (1) 貸借対照表

- 退職給付債務から年金資産を控除した額(積立状況を示す額)を負債として計上する(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には資産として計上する)(会計基準第13項)。
- 積立状況を示す額について、負債となる場合は「退職給付に係る負債」等の適当な科目をもって固定負債に計上する(資産となる場合は「退職給付に係る資産」等の適当な科目をもって固定資産に計上する)(会計基準第27項)。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上する(会計基準第27項)。
- なおこの取扱いは連結財務諸表にのみ適用され、個別財務諸表においては改正前基準の取扱いを当面の間、継続する。改正前基準の取扱いは以下のとおり。
  - ✓退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する(年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超える場合には、資産として計上する)。
  - ✓貸借対照表に負債として計上される額については「退職給付引当金」の科目をもって固定負債に計上する(資産として計上される額については「前払年金費用」等の適当な科目をもって固定資産に計上する)。

#### (2) 損益計算書及び包括利益計算書

- 次の項目の当期に係る額は、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する。原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する(会計基準第28項)。
  - ✓勤務費用
  - ✓利息費用
  - ✓期待運用収益
  - ✓数理計算上の差異に係る当期の費用処理額
  - ✓過去勤務費用に係る当期の費用処理額
- 連結財務諸表においては、
  - ✓数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費

用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用）については、その他の包括利益に含めて計上する。その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う（会計基準第15項）。

- ✓ 当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに当期に費用処理された組替調整額については、その他の包括利益に「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって、一括して計上する（会計基準第29項）。

### 3. 退職給付債務と退職給付見込額の期間帰属方法

（本誌2013年4月号（Vol.440）退職給付会計実務シリーズ④ 退職給付債務の計算）

- 退職給付債務は、退職給付見込額（退職により見込まれる退職給付の総額）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する（会計基準第16項）。
- 退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない（会計基準第19項）。
  - ✓ 期間定額基準（退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法）
  - ✓ 給付算定式基準（退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法）
- 給付算定式基準による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるとときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない（会計基準第19項）。

### 4. 割引率

（本誌2013年5月号（Vol.441）退職給付会計実務シリーズ⑤ 退職給付債務の計算－割引率）

- 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債（例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等が含まれる）の利回りが含まれる（適用指針第24項）。
- 割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反

映するものでなければならない。当該割引率としては、例えば以下の方法が含まれる（適用指針第24項）。

- ✓ 退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法
- ✓ 退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法
- 数理実務ガイドランスでは割引率の設定方法として以下の4つのアプローチを例示している。
  - ✓ イールドカーブ直接アプローチ
  - ✓ イールドカーブ等価アプローチ
  - ✓ デュレーションアプローチ
  - ✓ 加重平均期間アプローチ

### 5. 調整計算・補正計算

（本誌2013年6月号（Vol.442）退職給付会計実務シリーズ⑥ 退職給付債務の計算－調整計算・補正計算）

- 貸借対照表日における退職給付債務は、原則として貸借対照表日現在のデータ（給与データや人事データ等）及び計算基礎（以下、データ等）を用いて計算することとされている。ただし、実際の計算のためには、一定の期間を必要とすることも少なくないことなどから、貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日とすることが認められている（適用指針第6項、第73項）。
- 退職給付債務の計算は、期末における安全性の高い債券の利回りを基礎とした割引率を用いることが原則であるが、例えば、単一の加重平均割引率を使用する場合における、事前に計算をした割引率のみ異なる複数の計算結果に基づく二点補正のような合理的な補正方法によって、期末の割引率による退職給付債務の計算結果を求めることもできる（適用指針第97項）。

### 6. 簡便法

（本誌2013年7月号（Vol.443）退職給付会計実務シリーズ⑦ 簡便法）

- 従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合又は退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができる（会計基準第26項）。
- 簡便法を適用できる小規模企業等は、原則として従業員数300人未満の企業としているが、従業員数が300人以上の企業であっても年齢や勤務

期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができるとされている（適用指針第47項）。

## 7. 開示

（本誌2013年11月号（Vol.447）退職給付会計実務シリーズ⑪ 開示）

- 確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、②から⑩については、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない（会計基準第30項）。
  - ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
  - ② 企業の採用する退職給付制度の概要
  - ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
  - ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
  - ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
  - ⑥ 退職給付に関連する損益
  - ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の

差異及び過去勤務費用の内訳

- ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- ⑨ 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）
- ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- ⑪ その他の退職給付に関する事項

これら以外に連載で取り上げた内容は以下のとおりである。

- 改正退職給付会計基準への対応（本誌2013年8月号（Vol.444）退職給付会計実務シリーズ⑧）
- 日本基準とIFRS（IAS第19号）の比較（本誌2013年9月号（Vol.445）退職給付会計実務シリーズ⑨）
- 最近のIASBにおけるIAS第19号に関する議論（本誌2013年10月号（Vol.446）退職給付会計実務シリーズ⑩）

以上